

議案第10号

大野市中学校・高等学校スポーツ大会開催事業補助金交付要綱案

令和2年2月28日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市におけるスポーツへの関心を高め、中学校及び高等学校のスポーツの振興と競技力向上を図るため

大野市中学校・高等学校スポーツ大会開催事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市中学校・高等学校スポーツ大会開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市におけるスポーツへの関心を高め、中学校及び高等学校（以下「中学校等」という。）のスポーツの振興と競技力向上を図るため、広域的なスポーツ大会の開催に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 坂井・奥越地区高等学校野球連盟
- (2) 福井県高等学校体育連盟及び同連盟定時制通信制専門部
- (3) 福井県中学校体育連盟
- (4) 北陸地区聾学校体育連盟
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた団体

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 市内の中学校等を含む2市町以上の中学校等が参加するスポーツ大会の開催に要する経費
- (2) 市内で開催される2市町以上の中学校等が参加するスポーツ大会の開催に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。